

愛媛大学学術支援センター動物実験部門動物実験センター

腎症候性出血熱予防対策実施要領

(目的)

第1条 この要領は、動物実験センターのラット等の取扱い及び保管等の注意事項を定め、ラット等における腎症候性出血熱の発生及び蔓延を予防することを目的とする。

(ラット等取扱者の遵守事項)

第2条 ラット等取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ラット等の取扱いに当たっては、専用のマスク、作業衣、手袋、履物等を着用し、取扱終了後は、手指の消毒、手洗い、うがい等を行うものとする。
- (2) ラット等の排泄物および血液、臓器、組織、屍体等の取扱いには十分注意し、取扱い後は焼却処理等を行うものとする。
- (3) ケージ、実験用機器及び器具等は、適切な方法により消毒を行うものとする。
- (5) 腎症候性出血熱が疑われるような発熱を伴う身体の異常を感じたときは、速やかに医師の診察を受けるとともに、動物実験部門長へ報告するものとする。

(動物実験部門長の行うべき対策)

第3条 腎症候性出血熱の発生および蔓延を予防するため、動物実験部門長は、次に掲げる対策を行うものとする。

- (1) ラット等飼育室、処置室及びその周辺を清潔に保持するものとする。
- (2) 野鼠、昆虫類の駆除及び進入防止ならびにラット等の逃亡防止の措置を講ずるものとする。
- (3) ラット等取扱者に対し、ラット等の安全な取扱いを指導するものとする。
- (4) ラット等取扱者以外の者がラット等飼育室等へ立ち入らないように規制措置をとるものとする。
- (5) 腎症候性出血熱ウイルス抗体の検査をラット等について定期的に行うものとする。
- (6) 抗体検査の結果、陽性個体を発見した際は麻酔により屠殺し、焼却処分するとともに、周辺の個体について再び抗体検査を行う等適切な措置をとるものとする。

(腎症候性出血熱発生時における措置)

第4条 動物実験部門長は、腎症候性出血熱に感染した疑いのある者が発生した場合は、センター長に報告し、必要な措置をとるものとする。

(補則)

第5条 この申し合せに定めるもののほか、ラット等取扱者は、国立大学動物実験施設協議会総会において了承された「大学における腎症候性出血熱予防指針」（平成13年5月）を遵守するものとする。

附 記

この要領は、平成17年1月26日から施行する。

附 記

この要領は、平成27年4月1日から施行する。